

仙台市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について

1 改正の理由

「国民健康保険法施行令」の改正（平成29年1月1日施行）に伴い、保険料の減額の基準となる所得の額の算定方法を改めるもの。

2 改正の概要

公社債等の利子所得・譲渡所得に対する課税方法が見直されることに伴い、これらの所得の額を、保険料の減額の基準となる所得の額に加えて算定することとするもの。

3 施行日

公布の日から施行し、平成29年度分の保険料から適用する。